千葉市監査委員告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３７第５項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第２５２条の３８第３項の規定により別冊のとおり公表します。

平成１９年3月２０日

千葉市監査委員　小　川　　清
同　　大　島　有紀子
同　　森　　茂　樹
同　　立　石　　悟

千　　葉　　市

（平成１８年度）

包括外部監査の結果報告書

千葉市包括外部監査人

公認会計士　今　井　靖　容

平成１８年度千葉市包括外部監査

千葉市動物公園及び
財団法人千葉市動物公園協会について

目　　次

監査テーマ：　千葉市動物公園及び
財団法人千葉市動物公園協会について

第１．監査の概要 1
１．監査の種類 1
２．選定した特定の事件 1
３．特定の事件を選定した理由 1
４．監査対象期間 1
５．監査対象機関 1
６．監査の視点と方法 1
７．監査の実施期間 2
８．外部監査人及び補助者 2
９．利害関係 2
第２．監査対象の概要 3
１．千葉市動物公園の目的と事業の概要 3
（１）事業の目的 3
（２）事業の概要 3
２．千葉市動物公園の課題 7
（１）動物公園の目的 7
（２）役割と達成指標 8
（３）千葉市の財政負担額の水準 9
（４）他の主要動物公園との比較 11
（５）動物公園に付帯する施設等の有効利用と運営の効率化 13
３．動物公園の事業費の 3 年間の推移 14
第３．監査の結果 15
１．千葉市動物公園について 15
（１）単年度主義の弊害について検討すべきもの 15
（２）事務事業評価について検討すべきもの 16
（３）指定管理者制度の導入について検討すべきもの 17
（４）投資額と回収額の検討をすべきもの 18
（５）土地の貸借契約について検討すべきもの 19
（６）計画的な施設の修繕と動物の購入において検討すべきもの 19
（７）民間資金導入について検討すべきもの 20
（８）入園料等の見直しを検討すべきもの 21
（９）入園者の分析と改善活動を工夫すべきもの 22
（10）利用者の意見の導入を検討すべきもの 23
（11）売店・飲食店の運営について検討すべきもの 23
（12）リピーターに対する特典等の導入を検討すべきもの 24
（13）動物価格評価基準の見直しについて検討すべきもの 24
（14）動物の購入について検討すべきもの 25
（15）備品の棚卸管理について改善すべきもの 26

（16）他の施設から受け入れた備品の管理について改善すべきもの 27
（17）備品管理番号について改善すべきもの 27
（18）旅行命令に関する復命の徹底を検討すべきもの 28
（19）魚類の仕入業者について入札方式を検討すべきもの 28
（20）（株）動物公園協力会への管理業務委託について検討すべきもの 29
（21）青草、野菜、果物の仕入について随意契約を検討すべきもの 31
（22）野菜、果物の仕入について四半期単価契約による随意契約を見直すべきもの 31
（23）安全管理マニュアル、避難訓練の見直しについて検討すべきもの 32
（24）現金出納管理について検討すべきもの 33
２．財団法人千葉市動物公園協会について 35
（１）教育普及事業・支出管理関係費の統制について改善すべきもの 35
（２）教育普及事業・支出管理関係費（人件費・謝礼金）につき検討すべきもの 35
（３）棚卸資産の減耗を把握すべきもの 36
（４）仕入業者の拡大を検討すべきもの 37
（５）複数の業者から見積り合わせを入手すべきもの 37
（６）仕入業者の選択理由を明確にし、見積り合わせの頻度を多くすべきもの 38
（７）非常勤職員の人件費の見直しを検討すべきもの 38
（８）固定資産の管理について検討すべきもの 41
（９）固定資産の実査について改善すべきもの 41
（10）つり銭の現金過不足の処理について検討すべきもの 42
（11）イベント実施の効果について分析すべきもの 43

報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。

包括外部監査の結果

第１．監査の概要

１．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の包括外部監査

２．選定した特定の事件

千葉市動物公園及び財団法人千葉市動物公園協会について

３．特定の事件を選定した理由

動物公園は、公の施設であり、動物とのふれあいを通じて市民社会にうるおいをもたせ、幼児から大人までの楽しめる施設として設置されている。他方、種の保存、または環境教育・啓発にかかわる博物館相当の施設としての機能を有している。

千葉市は、動物公園の財務事務について特別会計としているが、入園料のみに依存することはできず一般会計からの繰入金により管理運営している。そのため管理運営が効率的に行われているかについて、また、市民のニーズに応じた施設として有効に運営されているかについて監査することとした。

また、動物公園の関連外郭団体としての財団法人千葉市動物公園協会が千葉市の受託事業及び自主事業を適切に管理運営しているかについて監査をすることが必要と考えた。

４．監査対象期間

平成 17 年度

ただし、必要がある場合は、平成 18 年度に拡大及び過年度に遡及する。

５．監査対象機関

都市局及び財団法人千葉市動物公園協会

６．監査の視点と方法

（１）監査の視点

① 予算管理は妥当か。

② 市債の発行または歳入は適切か。

③　入園料、使用料の収入手続等は適切か。

④　料金の価格設定は妥当か。

⑤　料金の割引・特典等は適切に行われているか。

⑥　人件費は適切に計上されているか。

⑦　管理運営費は適切に管理されているか。

・　委託料の契約と計上は適切か。

・　費用に対する効果は検討されているか。

⑧修繕等は計画的に行なわれているか。

⑨遊戯施設等の維持管理及び安全管理は適切か。

⑩動物の購入は適切に行なわれているか。

⑪動物の管理における、飼育・保全・安全管理等は適切か。

⑫動物公園の来園者への対応は適切か。

・　各種イベント・PR 活動について適切に企画・実行されているか。

・　苦情・要望等について適切に対応しているか。

⑬　千葉市都市局公園緑地部と財団法人千葉市動物公園協会は適切に連携しているか。

（2）監査の方法

この監査の実施にあたっては、財務事務に係わる監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合ならびに必要な監査手続を実施した。

7．監査の実施期間

平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 3 月 20 日まで

8．外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	今井　靖容		
補　助　者	公認会計士	澤田　　勲	田中　昌夫	狩野　茂行
		庄司　末光	山口　悦子	舟本　孝史
		芳川　昌大	海上　大介	
	会計士補	柳　　昭駒	米田　惠美	宮井　康行

9．利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

第２．監査対象の概要

１．千葉市動物公園の目的と事業の概要

千葉市動物公園は昭和 60 年 4 月「動植物とのふれあい」をテーマに開園し、以来延べ 15 百万人の利用者を数え、児童・生徒の校外学習及び生涯教育とレクリエーションの場として市民に貢献し、親しまれているところである。

設置後 20 年が経過し、市民に定着した中で、各種イベント・教育普及活動の PR に努めているものの利用者は横ばい傾向にあったが、平成 17 年度、平成 18 年度はレッサーパンダの風太人気により入園者は増加傾向にある。

都市公園の教養施設として動物公園の果たすべき機能を充実させて管理・運営を行っており、民間施設とは使命が異なる教育普及活動と種の保存に重点を置いた方式により運営している。

このような中で、動物公園のあり方が種の保存、または環境教育・啓発にかかわる博物館相当施設として社会的使命の内容そのものも変化してきている。

（１）事業の目的

千葉市動物公園では教育普及活動、種の保存、環境教育・啓発を目的とし、都市公園の教養施設という役割のもとで運営がなされている。千葉市動物公園の目的は大きく分けて次の二点とされている。

① 教育普及等の学習活動の気運を高める。

② 地球規模の環境問題に取り組み、絶滅危惧種の保護活動を積極的に進める。

今後、集客力の向上を意図した展示形態の見直し、市民の持っている知識・活動力を最大限活用した独自の運営方式への転換が必要であり、市民と一体となった活動により教育普及等環境学習活動の機運を高め、さらには地球規模の環境問題に取り組み、絶滅危惧種の保護活動を積極的に進める必要がある。

（２）事業の概要

１）公園計画面積：352,925 ㎡

２）沿　　革：① 昭和 49 年基本構想発表
② 昭和 54 年本格工事着手
③ 昭和 60 年一次開園
④ 昭和 63 年二次開園
⑤ 平成 3 年遊園地開園

3）事　　業　　費：① 建設費　126 億円
② 用地費　 45 億円
計　　171 億円

4）施　設　内　容：① 動物施設（モンキーゾーン、子ども動物園、草原ゾーン等）
② 遊戯施設（ドリームワールド）
③ 公園施設
④ 管理施設（駐車場、動物病院、管理ヤード等）

5）展　示　動　物： 144 種 726 点（平成 18 年 4 月末時点）
哺乳類　67 種　 399 点
鳥　類　71 種　 296 点
爬虫類　 6 種　　31 点

6）入　　園　　料：① 大人（高校生以上）　 500 円
小・中学生　　100 円
小学生未満　　無料
② 年間パスポート
大人（高校生以上） 2,500 円
小・中学生　　500 円
③ 30 名以上の団体　2 割引
④ 入園料減免対象あり（以下例）
60 歳以上（市内在住）及び心身障害者（手帳持参）、
小・中学校の校外学習等

7）遊戯施設使用料：13 機種（100 円～300 円）但し、キディランド内無料

8）駐　車　料　金：大型車（11 人乗以上）1 日 2,100 円
普通車　　1 回　500 円

9）入　園　者　数：平成 17 年度　802,570 人

10）組織及び人員：都市局公園緑地部動物公園（2課　7係）

管理課　15名

飼育課　27名

計　　42名

千葉市動物公園　　組織図

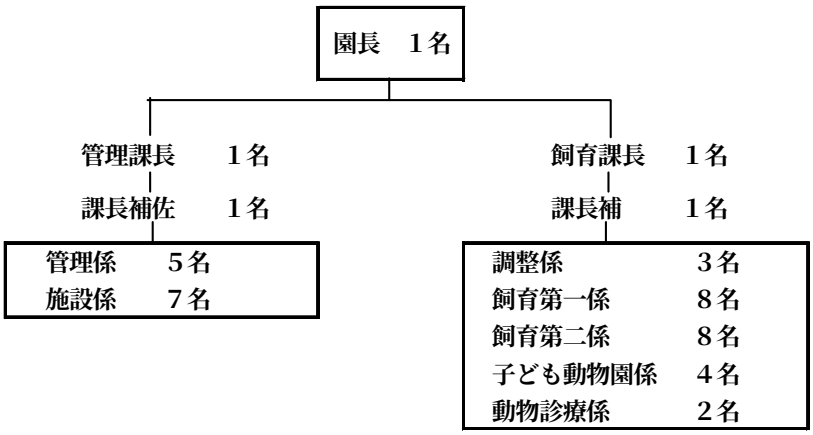

（平成18年4月1日現在）

財団法人　千葉市動物公園協会（以下、動物公園協会とする。）

1）設　　立：昭和 60 年 1 月 18 日

2）事　業　内　容：動物公園の発展振興、教育普及事業等公益事業のほか、入園料徴収業務等市からの受託事業、レストラン・喫茶室・売店等の運営に係る収益事業

3）組織及び人員：職　員　　19 名
非常勤　　40 名
計　　59 名

財団法人千葉市動物公園協会　組織図

平成18年度4月1日現在

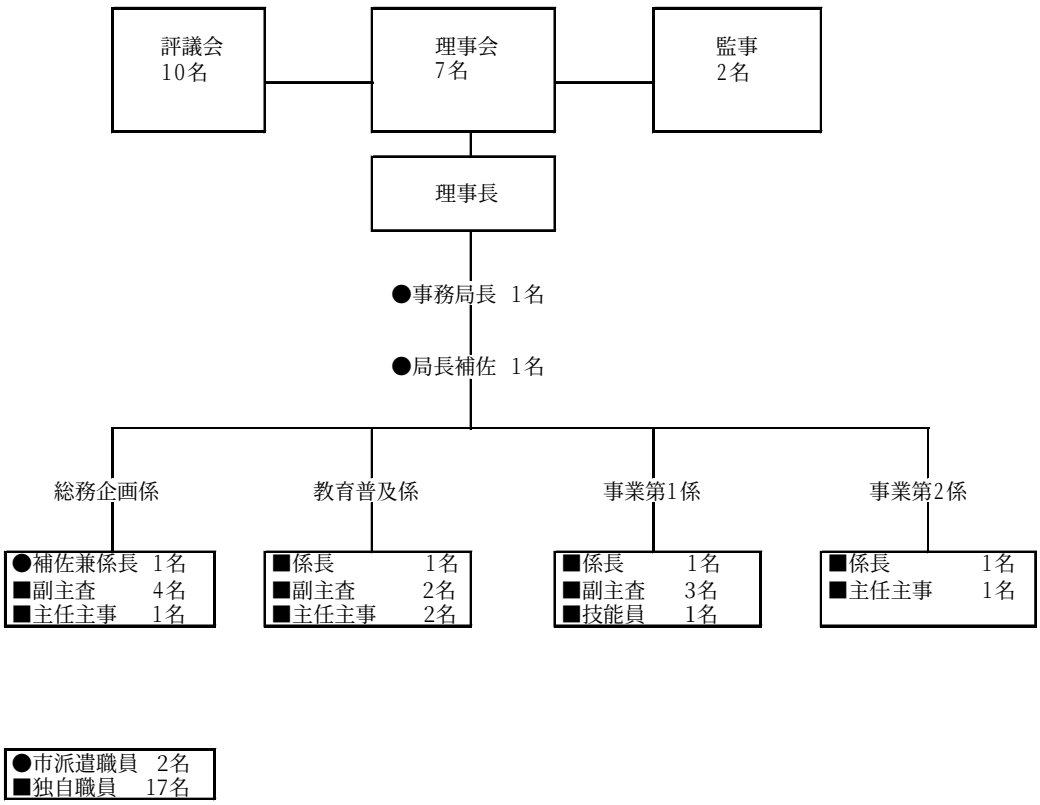

２．千葉市動物公園の課題

（１）動物公園の目的

動物公園の役割と目的とは何であろうか。一般的な動物公園の機能、動物公園の役割の変化、動物公園運営の是非等の議論は、以下のように多様である。

【機　　能】

娯　楽	種の保存	環境教育	調査・研究
・家族の団欒、憩いの場 ・動物を見て楽しく過ごす ・思い出の場	・希少動物の繁栄の取り組み ・飼育下観察による野生動物の生態把握	・環境について問題意識を持つ ・動物（生態）について深く知る ・命の大切さについて考える	・動物学・教育学等の研究活動

【役割の変化】

18世紀後半	19世紀	20世紀後半以降
メナジェリー （見世物小屋）	動物公園 （生きた博物館）	自然保護センター （環境自然保全の場）

【運営の是非】

推進的意見	現状維持的意見	消極的意見
・環境や命の大切さを学習する場として動物公園は重要。	・世界の大都市は動物公園を持っている。政令市である千葉市でも当然に持つべき。	・そもそもなぜ千葉市が希少動物の繁殖や保護をやる必要があるのか疑問。（国・NPOがやるべき）
・動物に触れ合う機会の少ない現代人にとって、動物を身近に感じる場所があることは大切。	・家族の憩いの場、自然保護施設としても動物公園は重要。	・そもそも動物公園自体が動物にとって好ましくない環境なのではないか。
・種の保存の意味でも動物公園の役割は大きい。	・これ以上の財源を導入する必要はないが、閉園するとすれば反対意見が出る可能性がある。	・毎年巨額の税金を使ってまで運営する必要があるのか。

もともとは、近世の客寄せのための見世物小屋から始まった「動物園」という施設も、時代と共に求められる役割が変化してきた。一時は動物公園で動物を飼うこと自体に批判的だった風潮も、その飼育環境を整えること等を条件に、教育と希少動物の保護という役割を認める傾向になってきた。野生の種を滅ぼすような経済活動に対する批判や、動物の生態環境を考慮した適切な飼育が必要であるとの立場の流れの中で千葉市動物公園が果たす役割も変化・対応していかねばならない。

（参考文献）

・横浜市動物公園の改革に向けて（横浜市立動物園のあり方懇談会）
・世界動物園保全戦略（野生動物保全協会）

（2）役割と達成指標

1）入園者数の増大

動物公園の役割が達成されたか否かの判断は難しいが、動物公園運営の成果の一端は入園者数に反映されると考えられる。とりわけ、市民の来園者数は一番の指標になると考えられる。

現時点までの千葉市動物公園の入園者数推移は以下のとおりである。

（表 1）千葉市動物公園の入場者数・入園料・施設使用料の推移

区分	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
動物公園入園者	681,713 人	702,816 人	658,969 人	802,570 人
動物公園入園料	166,838 千円	169,449 千円	149,082 千円	195,020 千円
遊園地・遊戯施設	208,738 千円	211,983 千円	194,501 千円	199,979 千円

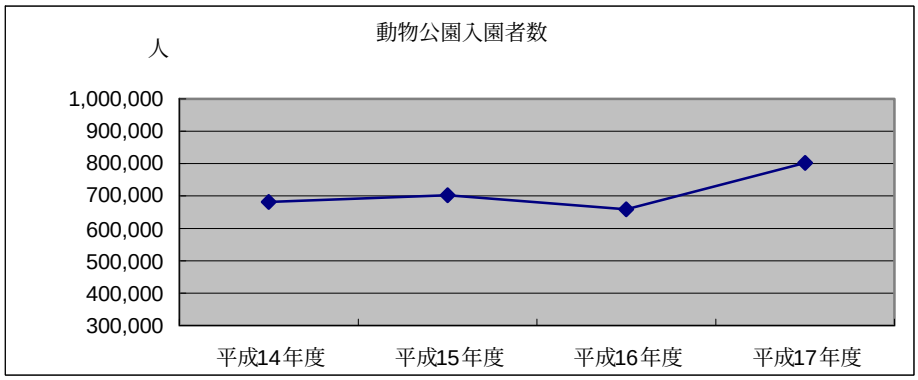

旭山動物園（旭川市）が、入園者の急増により昨今注目を浴びているが、その理由は主に継続的な設備投資を実施した事と、積極的な PR 活動の実施及び行動展示や環境エンリッチメントという手法を採用してきたものと考えられる。

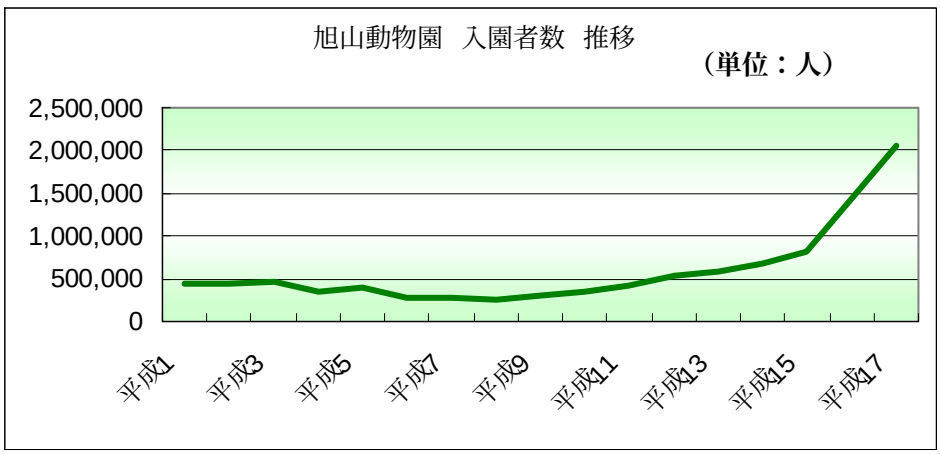

行動展示とは、本来の動物の行動や能力を見せる展示スタイルの事を指している。従来の動物の姿形を見せる展示スタイルは形態展示と呼ばれていた。この行動展示を行うことで、入園者は今までの姿形のみを見ることから、動物の本来の動きを見ることができるようになったわけである。また、旭山動物園ではその時々の動物達の見所を知らせる手書きのパネルをこまめに用意する他、職員による来園者への動物の説明等、動物本来の姿を知ってもらう努力をしてきている。

一方、環境エンリッチメント（environmental enrichment）とは、「動物福祉の立場から、飼育動物の“幸福な暮らし”を実現するための具体的な方策」のことを指す。

動物公園での飼育環境は、動物たちが長年かけて適応してきた本来の生息地の環境と比較すると、どうしても、狭く、単純で、変化が少ないものになりがちである。そこで、こうした飼育環境に工夫を加えて、環境(environment)を豊かで充実(enrich)したものにしようという試みである。

こういった試みは旭山動物園のみならず、千葉市動物公園他の各地の動物園・動物公園で実施されてきた。このための設備の修繕や更新、そして行動展示や環境エンリッチメントの導入は専門的知識が必要であり、また多額の資金も必要となる。そのため財源が一番大きなネックとなる中で、旭山動物園の手法はひとつの教訓として見習うところが多いと考えられる。

（3）千葉市の財政負担額の水準

市の負担額として一般会計からの繰入額と市債の合計額の推移は以下のようになっている。なお、市負担額を人口91～92万人で除すると一人あたりの動物公園運営負担額は約1,300円前後となる。

（表2－1）千葉市財政負担額推移　　（単位：千円）

市負担額/年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
一般会計からの繰入金	1,079,728	1,113,485	1,064,435
市債の発行高	70,000	44,000	35,000
合　　計	1,149,728	1,157,485	1,099,435

（表２－２）市民一人あたり収支　　（単位：円）

年　度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収　入			
市民一人あたり入園料収入	185	162	211
市民一人あたり駐車場収入	71	76	87
市民一人あたり遊戯施設収入	213	231	216
収入合計	470	470	514
経　費			
市民一人あたり経常経費	1,674	1,678	1,678
市民一人あたり臨時経費	60	149	46
経費合計	1,734	1,827	1,724

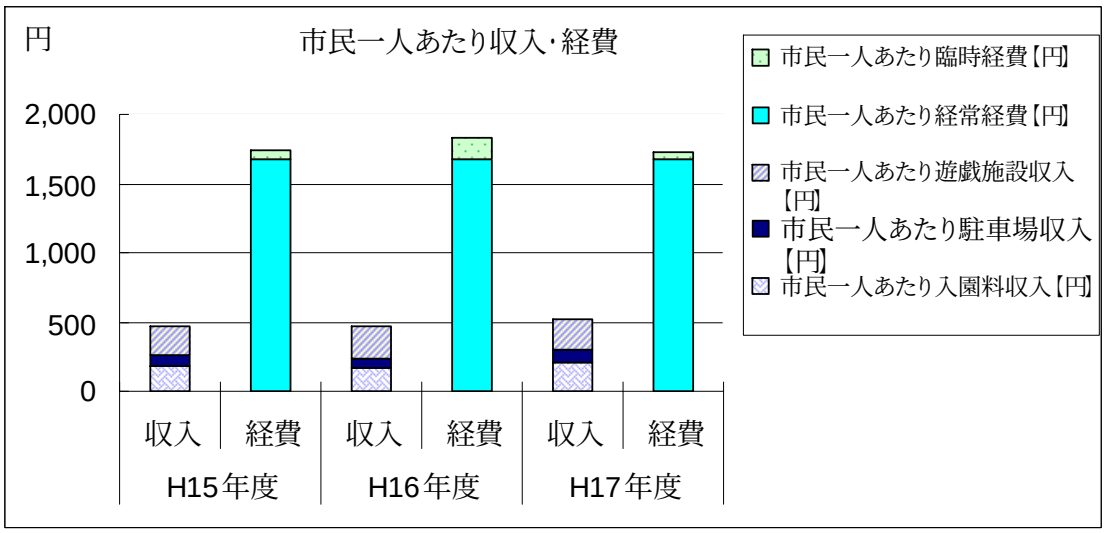

毎年 10 億円以上の千葉市の負担がある以上、千葉市が環境問題の一環として種の保存をすすめる必要があるのか、そこにどれだけの費用をかける必要があるのか等、動物公園の運営については、市民の声が反映されていなければならない。現在に至るまでの間、動物公園の使命・役割について千葉市でも議論が充分にはされず、首尾一貫した定見は公表されてこなかったように思われる。

費用を収入（動物公園の入園料）で補うことが可能であれば千葉市の財政負担も減るが、果たしてそれを目指すことが正しいのか、それとも種の保存といった別の価値を大切にする方が正しいのか、サービスの向上をどのように行うべきか等課題は多い。

（4）他の主要動物公園との比較

千葉市動物公園と他の主要動物公園とを比較すると（表 3）のようになる。

なお、出典は日本動物園水族館年報であるが、経費計上の範囲、時点等について各園で異なる。また、千葉市のように特別会計としているもの、一般会計で計上しているもの、外郭団体で運営しているもの等多様な経理形態でもある。

このため、入場者数や、収入規模、一人当たりの収入等で規模等の比較の参考とするにとどめたい。

（表 3）　主要動物公園の概況（平成 17 年度）

平成17年度/名称	千　葉	円　山	旭　山	上　野	多　摩	江戸川	横　浜	横浜金沢
所在地都市人口　(人)	925,907	1,882,320	357,367	12,558,638	176,490	660,914	3,586,628	3,586,628
入園者数　(人)	802,570	503,846	2,067,684	3,385,013	1,109,339	603,700	1,014,300	285,917
有料人数　(人)	448,056	236,557	1,553,928	1,629,638	515,745	0	**確認不可**	154,044
無料人数　(人)	354,514	267,289	513,756	1,755,375	593,594	603,700	**確認不可**	131,873
入園者・所在地都市人口比	87%	27%	579%	27%	629%	91%	28%	8%
入園料（大人のみ）　(円)	500	600	580	600	600	0	600	500
入園料収入　(千円)	195,021	134,894	842,399	1,446,444	286,693	0	437,285	67,170
付帯事業収入　(千円)	280,478	89,012	145,446	58,869	729	0	556,876	4,166
入園料・付帯事業収入計 (千円)	475,499	223,906	987,845	1,505,313	287,422	0	994,161	71,336
入園者一人あたり収入　(円)	243	268	407	427	258	0	431	235
経常経費　(千円)	1,553,721	766,188	773,425	3,378,144	921,513	137,025	1,913,737	558,227

平成 17 年度/名称	豊　橋	東　山	京　都	天王寺	王　子	福　岡	熊　本	平　川
所在地都市人口　(人)	377,839	2,203,491	1,473,000	2,629,868	1,526,844	1,400,000	669,628	605,000
入園者数　(人)	624,822	1,650,336	631,319	1,412,023	1,292,630	689,605	579,347	440,969
有料人数　(人)	360,785	788,454	264,022	516,458	487,899	247,821	324,917	304,816
無料人数　(人)	264,037	861,882	367,297	895,565	804,731	441,784	254,430	136,153
入園者・所在地都市人口比	165%	75%	43%	54%	85%	49%	87%	73%
入園料（大人のみ）　(円)	600	500	500	500	600	400	300	200
入園料収入　(千円)	191,000	379,254	129,987	255,667	302,997	104,992	83,604	54,717
付帯事業収入　(千円)	124,574	198,962	8,793	69,031	147,551	52,663	147,795	58,261
入園料・付帯事業収入計 (千円)	315,574	578,216	138,780	324,698	450,548	157,655	231,399	112,978
入園者一人あたり収入　(円)	306	230	206	181	234	152	144	124
経常経費　(千円)	1,352,000	2,331,633	573,281	1,748,237	479,823	757,029	922,123	553,786

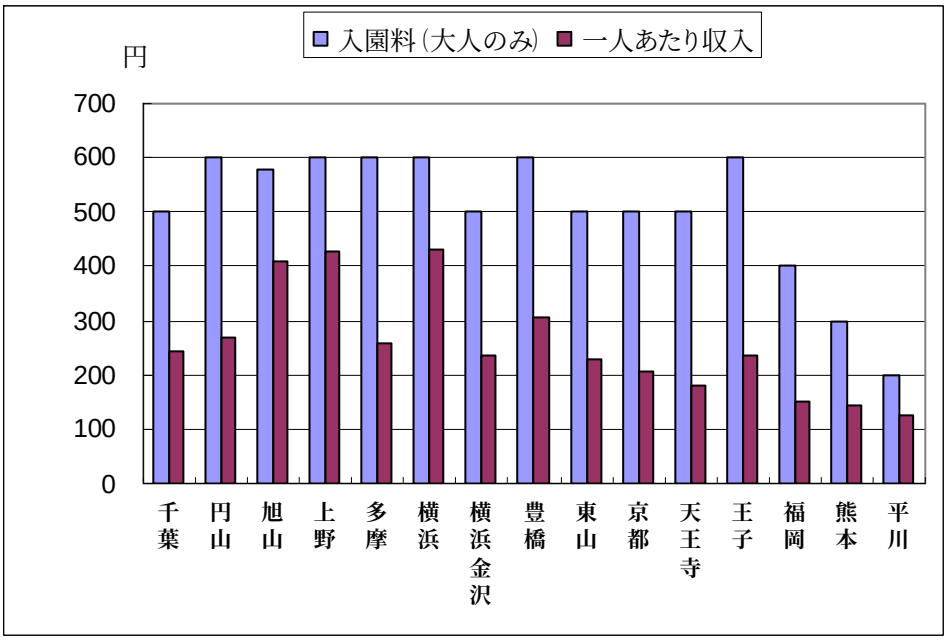

（図および表：日本動物園水族館年報より算出）

注１）横浜の正式名称は、よこはま動物園ズーラシア

注２）千葉市動物公園は付帯事業に駐車場収入、遊園地収入等がある

注３）上記グラフは入園料が有料の動物園のみを記載している

注４）入園者一人あたり収入は、入園料収入を入園者数（有料・無料含む）で除して算出している。

注５）経常経費については、各園で計上範囲が異なるため参考数値・参考グラフとして記載している

昨今の千葉市の財政状態を勘案すると、動物公園の目的や役割の実現についても、市民の持つ知識・行動力を活かす必要があると考える。また、動物公園の収支の内容は多くの市民に伝えられる必要がある。

動物公園の目的・役割について、意見を集めるということは、逆に市民の関心を呼び、市民にとって納得のいく動物公園作りにつながると考えられる。千葉市民に広く知れ渡る動物公園として認識されつつあるが、地域社会の教育活動の場としての更なる貢献に向け千葉市としての一層の努力が要請される。

（５）動物公園に付帯する施設等の有効利用と運営の効率化

①　付帯する遊園地の位置づけ

遊園地については、動物公園の役割とは別個の位置づけである。なお、千葉市動物公園の計算による遊園地関連収支は以下のとおりである。

【平成 17 年度遊園地関連収支】

収　入	遊戯施設使用料	199,979 千円
	施 設 使 用 料	3,143 千円
	合　　計	203,123 千円
支　出		147,065 千円
	収　支　差　額	56,059 千円

このように遊園地関連収支差額はプラスの結果となっているが、動物公園を前提とした遊園地の設置・運営との認識のもと、施設更新時には遊園地運営についても継続するのかどうかも合わせて考えていく必要がある。

②　付帯施設であるレストラン・売店等の運営の効率化

付帯事業であるレストラン・売店等についても遊園地と同様、動物公園の役割との関係を鑑みながら、運営を検討していく必要がある。現在動物公園の敷地内のレストラン･売店については、（財）動物公園協会および（株）動物公園協力会が千葉市の管理許可を受けて運営している。

付帯事業の効率化を進めることが今後の課題となる。

３．動物公園の事業費の 3 年間の推移

千葉市動物公園の決算は、特別会計として行なわれ、3 か年の歳入歳出の推移は（表 4）のようになっている。

平成 17 年度は、風太君の人気と動物公園の努力により、使用料は平成 16 年度の 4 億 2 千万円から平成 17 年度は 67 百万円増加した。

（表４）　動物公園の事業収入と支出の推移　　（単位：千円）

区　　分	平成１５年度		平成１６年度		平成１７年度	
	金　　額	比率	金　　額	比率	金　　額	比率
【歳　　入】						
使用料	462,537	28%	419,907	26%	487,020	31%
入園料	169,449	10%	149,082	9%	195,021	12%
駐車場使用料	69,958	4%	65,265	4%	80,498	5%
遊戯施設使用料	211,984	13%	194,502	12%	199,980	13%
許可使用料	11,145	1%	11,058	1%	11,521	1%
諸収入	54,022	3%	17,054	1%	9,969	1%
立替金収入	9,172	1%	9,224	1%	8,165	1%
雑入	44,850	3%	7,831	0%	1,805	0%
小　計　①	516,559	31%	436,961	27%	496,990	31%
繰入金	1,079,729	65%	1,113,486	70%	1,064,435	67%
市債						
動物公園整備債	70,000	4%	44,000	3%	35,000	2%
歳入合計	1,666,287	100%	1,594,447	100%	1,596,425	100%
【歳　　出】						
動物公園費						
管理運営費						
総務費	390,574	23%	399,231	25%	399,523	25%
管理費	867,906	52%	868,192	54%	901,308	56%
運営費	231,561	14%	261,797	16%	240,227	15%
施設管理費	570,416	34%	542,746	34%	574,664	36%
動物管理費	65,929	4%	63,649	4%	86,418	5%
施設整備費	136,478	8%	55,046	3%	20,786	1%
小　計　②	1,394,959	84%	1,322,469	83%	1,321,617	83%
差し引き①－②	△ 878,400	-53%	△ 885,508	-56%	△ 824,628	-52%
公債費	271,329	16%	271,978	17%	274,808	17%
元金	221,194	13%	229,199	14%	240,368	15%
利子	50,134	3%	42,779	3%	34,440	2%
歳出合計	1,666,287	100%	1,594,447	100%	1,596,425	100%

なお、平成 15 年度の雑入 44,850 千円は主に宝くじ助成金である。

平成 15 年度の施設整備費 136,478 千円は主に遊園地遊戯施設改修費である。

第３．監査の結果

１．千葉市動物公園について

（１）単年度主義の弊害について検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園は、平成17年6月14日に、グレビーシマウマ（メス・成獣）１頭を5,775千円（消費税込）で海外から輸入するために、期限を平成18年3月15日として、株式会社A鳥獣店と物品購入契約を締結した。

しかし、このグレビーシマウマの輸入が、困難となったため、平成18年3月15日に物品供給契約変更契約書をもって、納入期限を平成18年3月31日としてアルダブラゾウガメ（オス・成獣、甲長100㎝以上）に購入種類の変更を行った。

その結果、3月29日（検査日）に5,775千円で購入した。

グレビーシマウマの購入が不可能となった理由は、平成18年3月1日付けの千葉市への理由報告書によれば、米国動物園水族館協会の血統登録コーディネーターの推薦文が必要（従前には不必要）であることが判明したが、このコーディネーターが多忙であったため推薦作業が遅延した。そして遅まきながら、平成18年3月初旬に米国農務省から日本経済産業省への輸出照会を受けることができた。

この時まで、千葉市動物公園は当該輸入個体についてワシントン条約第１表の中の「C（両親も飼育下繁殖の個体）」と思っていたが、このコーディネーターが推薦した個体は「F（両親のいずれかが野生由来の個体等血統的に稀な個体）」であることが判明した。

このため、より厳しい審査の基準が要求される「F」では、手続きが6～7週間かかり、納入期限（平成18年3月15日または3月31日まで）には不可能となった。

【問題点】

グレビーシマウマのケースでは、仮に、予算会計規則22条、23条を適用し、年度をまたいで購入可能ならば、グレビーシマウマを購入できた可能性があった。

地方自治法	213条1項　（翌年度に繰り越す） 当該年度内に議決が必要 220条3項　但し書き（事故繰越し） 年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のために年度内に支出がおわらなかったもの
予算会計規則	22条　繰越明許費の繰り越し 23条　事故繰越

動物は物品とされており、一般的には備品購入費については予算の繰越制度を利用することは極めて稀であると考えられているため、グレビーシマウマの購入を繰越規程等の適用をせずに、断念してアルダブラゾウガメを同額で購入したものである。

千葉市物品会計規則 14 条 1 項
物品調達事務の取り扱いについて
所管課で調達できるもの
２（４）１　　動物、飼料

【意　見】

本事例のように、時間をかければ当初のグレビーシマウマを購入できたかもしれないことを考慮すれば、今後、通常の物品とはいえない「動物」について、会計年度独立の原則や議会の制約のもとでも、購入が実現できるよう検討されたい。

（２）事務事業評価について検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園では平成 17 年度において、一般会計からの 1,064,435 千円の繰入金が発生している。市債発行高の 35,000 千円と合わせると、市の負担額は合計して 1,099,435 千円である。

【問題点】

このように 10 億円以上の負担額を毎期発生させるのであれば、事業の責任団体として事業の評価を行うべきである。動物公園管理課では事務事業評価を行っているが、職員がどの程度努力をしたか、もしくはどのような改善活動を行ったか、あるいは節約を行ったことで費用をどの程度おさえられたのか等の評価までは行っていない。職員の意識の中には改善案や要望等があると思われるが、節約や費用低減を行ったとしても、次年度の予算が更にダウンするのであれば、経費節減に対する意識が薄らぐ危険がある。

なお、業績評価に対する千葉市動物公園の取り組み方針は以下のとおりである。

年次目標設定	管理指標設定	自己評価	第三者評価
予算の額が経費節減目標としての当面の目標である。	業績に関する評価指標は存在しない。	園の事業全体、もしくは個々の業務に関する自己評価制度はないが、行政管理課の事務事業評価は実施されている。	制度が存在しない。

【意　見】

達成目標の設定は非常に重要な問題である。

定量的な管理指標の設定においても、単に経費等の金額的なものに留まらず、人員数等の数量的な目標の設定も必要であると考える。

定性的な管理目標は設定できても、その評価は困難である。

しかし、事務事業評価については、現場レベルでの管理・評価の体系化された指標が必要である。

どれだけの改善活動を行ったのかの評価のみならず、目標を上回る改善活動を行った場合の、翌年度の事業計画や予算編成との連動等についても財政状態が困難な中でも検討することが必要と考える。

（3）指定管理者制度の導入について検討すべきもの

【概　要】

平成 17 年度において千葉市動物公園では、指定管理者制度の導入が見送られた。その理由は以下のとおりである。

① 公営動物園の使命（行政目的）である希少野生動物繁殖による「種の保存」や野生動物等の研究、教育行為の領域は経済性を優先する民間事業者は不適格な業務である。

② 一定期間後に管理者が変更になることによって飼育技術の継続性が保てないほか、動物管理に著しい支障が生じる等、動物飼育・管理等に係る民間事業者の参入は難しい。

なお、全国の公営設置動物公園のうち、約 70%が直営管理である。

【問題点】

千葉市動物公園では指定管理者制度導入について既に検討済みであり、当面の間は直営施設となる予定である。しかし、民間事業者の運営や PFI 事業、地方独立行政法人への移行の可能性について、今後も平成 21 年度までに改革の検討が求められている。

【意　見】

動物公園における指定管理者制度導入についてはその専門性と公益性の観点から、民間事業者による運営については難しいとされている。長年の動物公園運営にかかるノウハウの蓄積は大切にすべきである。また、民間事業者によっては、経営の困難さから閉鎖を決定する園も少なからず存在している。

しかし、利用者のニーズと利用者へのサービスとの対応を柔軟に行うことが問われる中、動物公園事業という公の施設の運営においても、どの部分を民間に託し、どの部分を直営で実施するのか等について、その経済的運営と有効活用の面から検討されたい。

（4）投資額と回収額の検討をすべきもの

【概　要】

動物公園の入園料、駐車場使用料、遊戯施設使用料、許可使用料と諸収入を回収額とし（具体的には歳入合計から繰入金および市債を除いた額)、公債費等の資本的支出も含めた歳出合計を投資額とし、投資額に対する回収額の比率を算定すると（表5）のようになる。

（表5）投資額と回収額推移　　（単位：千円）

市負担額/年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
歳出合計　(A)	1,671,439	1,666,287	1,594,447	1,596,425
歳入合計－(繰入金、市債)　(B)	462,905	516,559	436,961	496,990
回収率　(B/A)	27.7%	31.0%	27.4%	31.1%

(注：算出基礎については表4参照)

【問題点】

毎期概ね30%前後の回収率で推移している。

歳出には、経常的に発生する管理運営費用の他に臨時的費用の設備の建設・改修費用がある。この設備の購入・修繕の実施等支出を伴う場合は、現状の問題の解決や将来の効果を見込んで実施されるべきものである。特に設備投資については、計画時にどの程度の効果が見込まれるのか想定されているはずである。しかしながら、計画時には効果の設定（＝目標値化）が行われておらず、目標値と支出後の実績値との比較検討は行われていない。また、支出とその効果の把握が具体的に実施されていない。なお、機能回復を目的とする修繕においては、安全性と入園者の満足度を下げないためにも、どの部分にどれだけ支出することがふさわしいか等の優先順位を加味しつつ、費用対効果の把握が必要となる。

【意　見】

全国的に見ても動物公園もしくは動物園の運営は厳しい状況にあり、キャッシュベースでの投資額を回収額が上回ることは稀である。

しかし、どの水準まで回収率を上げるかに関する目標値や、それに基づく利用者数目標や設備建設計画時の目標値等を設定するだけではなく、さらに目標値と実績値を比較し事業評価・行政評価につなげていくべきである。

また、新規の設備投資に対する効果の目標値とその実績の把握も重要である。一定の金額以上の投資には効果の把握が望まれる。

（5）土地の貸借契約について検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園は、総面積は352,925㎡であるが、その内訳は（表6）のようになっている。

（表6）千葉市動物公園　土地内訳

区　分	面　積	割　合	摘　要
市有地	216,875㎡	61%	
県有地	52,797㎡	15%	無償借上げ
民有地	73,115㎡	21%	賃借
その他	10,138㎡	3%	未買収地
計	352,925㎡	100%	

未買収地があるが、現状では動物公園の管理運営には支障はない。また、総面積の約2割は民有地の借上げである。

【問題点】

千葉市動物公園の土地賃借料は、平成13年度から1平方メートル当たり550円により地主と契約している。この土地賃貸借の契約は3年更新となっており、直近の契約は平成16年4月1日から平成19年3月31日であったが、550円にすえおかれた。

また、地主との土地賃貸借契約の更新手続が遅れ、平成16年9月に平成16年4月1日からの賃貸契約が締結されているものが見受けられた。

【意　見】

近隣の千葉市の関連団体の土地に関する賃借料が、1平方メートル当たり660円であり、それに近い金額の550円で近年は契約されてきたようである。しかしながら、千葉市の関連団体の土地と動物公園内の土地では、固定資産評価額等による土地評価額も異なり、同様の基準で動物公園の賃料を算定するということは無理があると思われる。

固定資産評価額等をもとに、土地の現況に応じて適正な賃借料を算定し、それにもとづき、賃貸借契約を結ぶべきである。

また、賃貸借契約期間開始時までに、契約を締結することが必要である。

（6）計画的な施設の修繕と動物の購入において検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園は昭和60年4月28日にオープンした。その後、二次オープン、遊園地オープンを経て、現在に至っている。

【問題点】

開園から 20 年以上経過した現在では、施設の老朽化が進んでいるため、修繕費が今後増加する可能性がある。また、遊園地については、定期的に点検・修繕を行っているが、施設更新遅滞等の理由により外観的にも錆が見られ、色が褪せている等の問題が生じている。

動物の購入に関しても、種の保存に力を入れていることは伺えるが、来園者の興味や要望を考慮しているかどうかを確認することはできない。

【意　見】

遊園地は設備投資額および管理費がかかるので運営は難しいが、来園者に安心と満足を与えるために、相当程度の設備等の整備は必要と考えられる。

動物公園の役割について、どこに重点を置くかという問題と財源の問題は依然として存在するが、子供達の興味を引き出し、大人にとっても満足のできる状態にすべきである。

また、動物の購入についても、例えば市民の意見を募る等、市民の声にも耳を傾け、コスト面、種の保存といった目的を市民の興味や要望も含めて達成できるように計画することを検討されたい。

（7）民間資金導入について検討すべきもの

【概　要】

市の負担額として一般会計からの繰入額と市債の合計額約 11 億円の財政負担を行っている。

多くの利用者が訪れる公共施設において、企業の社会的貢献と企業広告等をあわせて命名権の売却等を行うことにより、財政負担の軽減を図る例が多くなってきている。

【問題点】

公共施設に企業の名前や看板がかかるのは、美観的には好ましいとはいえないが、財政問題の解決のためには、なんらかの改善努力が必要になる。

年間約 11 億円の市負担額を少しでも減らす努力として、市はコスト削減や風太君および風太君の子供の人気に伴い、メディアの活用と連携により入園者増加を図っている。

しかしながら、動物のために市民や入園者が寄付を行うというサポーター制度は平成 18 年度に導入が予定されているが、企業からの民間資金導入については検討の段階である。

【意　見】

千葉市動物公園の財政状態を勘案すると、メディアの更なる活用と民間資金の積極的導入を図るべきである。

（8）入園料等の見直しを検討すべきもの

【概　要】

現在の千葉市動物公園の入園料は、以下のとおりである。

（表 7）千葉市動物公園入園料　　（単位：円）

大人（高校生以上）	500円
小人（小・中学生）	100円
小学生未満	無料
団体（有料人数30人以上）	2割引
年間パスポート　（大人）	2,500円
（小人）	500円

一方で、他の主要動物公園・動物園の入園料は以下のとおりである。

（表 8）他の主要動物公園・動物園入園料　　（単位：円）

	千　葉	上　野	多　摩	旭　山	市　川	横　浜	日本平	天王寺
大人料金	500	600	600	580	420	600	500	500

【問題点】

入園料は条例（都市公園条例第 16 条別表 7）に基づき、設定されている。また、他都市と比較しても乖離した金額とはなってはいないが、開園以来改訂されていない。

【意　見】

入園料は千葉市動物公園の主たる収入源であり、合理的な運営の観点からも現状での入園料設定額は、時期や場所、環境等に比して適切であるか判断し、入園料設定を弾力的に見直す必要がある。なお、入園料の値上げは、入園者数の減少にもつながりかねないので、慎重な判断が必要となる。

利用者の立場からすれば入園料の値上げは反対であろう。しかし、旭山動物園も最近入園料を値上げしているが、利用者の満足度は高い。利用者が満足できるだけの設備投資を実施してきたからであろう。

千葉市動物公園の運営の財源は税金であり、市民から徴収されているものである。千葉市動物公園の運営に市民一人あたりの税金がいくらかかっているかを勘案した上で、入園料設定を検討されたい。

安定的に持続可能かつ合理的な運営を実現するために、現状での入園料設定額は、時勢や場所、環境等に比して適切であるか判断すべきである。利用者や市民の満足度をあげる努力をする一方で、千葉市動物公園の主たる収入源である入園料設定は、適時弾力的に見直される必要がある。

（9）入園者の分析と改善活動を工夫すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園における平成 17 年度の入園者数の季節別分析と、天候別分析は以下のとおりである。

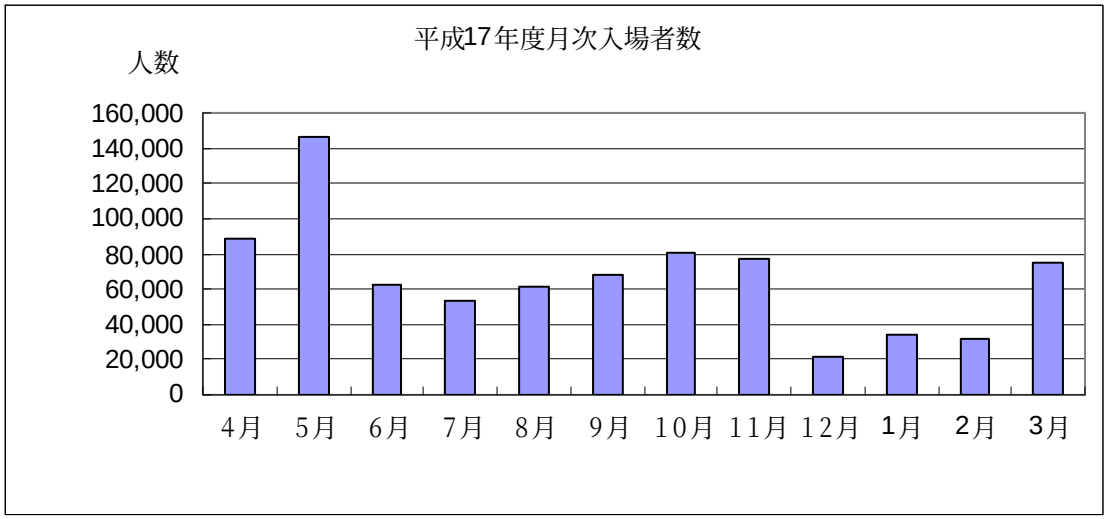

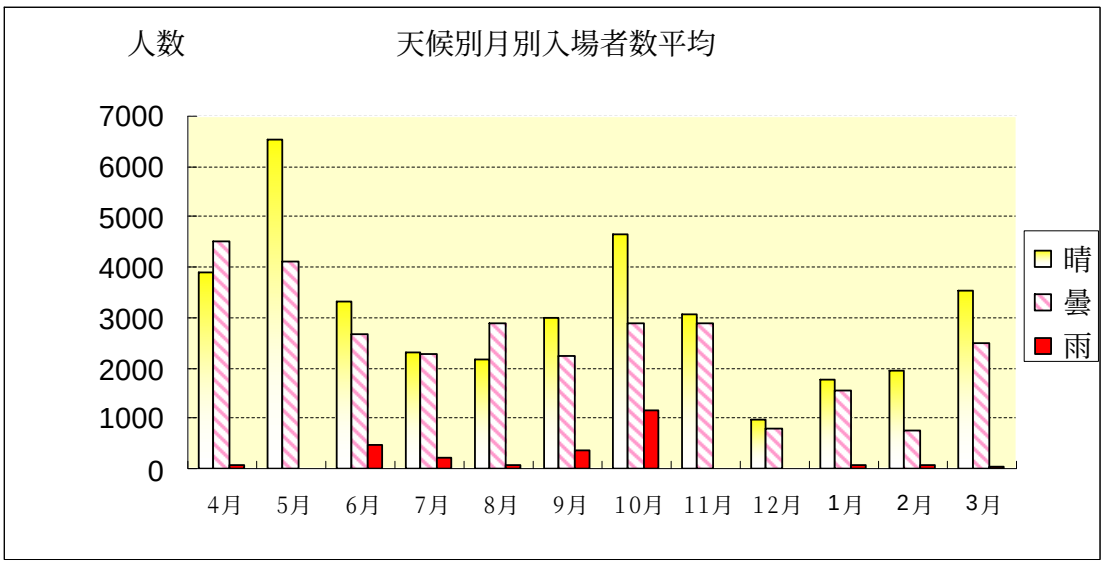

注：一日あたりの天候別・月別入園者数平均である。

【問題点】

千葉市動物公園では、日報をつけており、天候と入園者の記録が記されている。しかしながら、それらを図表にし、分析し、改善活動につなげているわけではない。

【意　見】

図表のとおり、12 月～2 月にかけての季節的入園者数減少と雨の日の入園者数減少が際立っている。遊園地の雨の日プレゼントや、クリスマスの飾り付けを行う等集客力増加のための努力はしているものの、年中開園する以上、更なる対策が必要である。

日々日報に記録されているデータを有効活用し、今後の改善活動につなげていくことが望まれる。

（10）利用者の意見の導入を検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園は「園長への手紙」ということで、アンケートを実施している。対象者は入園者であるが、提出は任意となっている。

【問題点】

園長への手紙は、主としてクレームや感想、要望といった内容が多い。一方で、入園料設定や、開園時間の希望、運営方針といった根本的な問題についての意識調査は行っていない。

【意　見】

動物公園の運営について市民の意見を積極的に反映させる等の対策が必要であり、入園者の中から希望者が書いていくというアンケート方式だけではなく、千葉市自らが入園者以外の市民へも実施する形での積極的なアンケートの導入も必要である。

また、利用者が市内在住・市外在住なのか、何を目的に来ているのか、どういった人員構成で来ているのか等の調査項目もアンケートに追加すべきである。そのアンケート結果をもとに、動物公園の改善につなげていく必要があると考えられる。

（11）売店・飲食店の運営について検討すべきもの

【概　要】

現在、公園内の売店・飲食店については、（財）千葉市動物公園協会や（株）動物公園協力会によって出店されている。なお、現在中央レストランを含め各レストランにおいては、レトルト製品・冷凍食品等を利用し、調理と配膳を実施している。

【問題点】

現地視察に訪れた日は、平日であり、公園内には複数のレストランがあるとはいえ、晴れた日のお昼前後でも各レストラン内は閑散としていた。

【意　見】

入園者という限定された顧客を対象とする売店・飲食店の運営は、季節・天候・平日か休日かによる影響を受けるため、難しい面もあるが、年間 80 万人の入園者の満足度を向上させるサービス提供の努力は必要である。（財）動物公園協会・（株）動物公園協力会以外にも、より良質なサービスが期待できる施設には他の民間の店舗を導入できないか検討されたい。

（12）リピーターに対する特典等の導入を検討すべきもの

【概要または問題点】

千葉市動物公園では、年間に複数回来場するリピーターに対して、年間パスポートは存在するが、リピーターに対する特典はない。

【意　見】

少子化が進む中、新規の入園者を獲得するのは非常に厳しい時代となってきている。動物公園の運営は、収入面において入園料に依存している以上、リピーターを増やすための対策が必要である。人々が一生のうち数回程度しか行かない動物公園ではなく、地元の人々に愛され、何度でも足を運ぶ動物公園にすべく、何らかのリピーターに対する特典の導入を検討されたい。

（13）動物価格評価基準の見直しについて検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園では、動物の管理及び交換等を正確かつ効率的に行うため、評価基準を定めることとしている（千葉市動物公園動物管理要綱　第16条）。これを受けて、動物価格評価基準を作成し、同評価基準第1条において、標準価格とは、動物の価格別に、その種の成獣で、健康な場合を対象とし、市場価格等を考慮して定める価格とし、別表1の評価額表のとおりと規定している。

この評価額表は、平成7年3月1日に作成されており、その後の見直し、修正が行われていないため、最近の実際購入価格と差異が生じている。平成17年度における重要動物の購入においても、以下の差額（絶対値）が生じている。

（表9）動物価格評価基準と実際購入価額との差額（平成17年度）

種　類	1頭当たりの差額	購入数量
動物A	700,000円	1頭
動物B	350,000円	1頭
動物C	350,000円	2頭
動物D	4,700,000円	1頭

【問題点】

動物は個体により極めて異なるため、その評価は種類・性別・地域等により大きく影響される。しかしながら、評価額表の見直しが行われていないため、標準価格と実際購入価格に差異が生じている。動物によっては、2倍～7倍の差異が生じている。これでは、千葉市動物公園動物管理要綱で謳われている、動物の管理及び交換等を正確かつ効率的に行うことが困難となる。

【指　摘】

動物の購入を適切に実施するために、定期的な取引事例がある種に関しては定期的に評価額表を見直し、必要に応じて評価額表を修正する必要がある。また、修正する場合の申請、承認等の手続きも明確化することが必要である。そうすることにより、動物の管理及び交換等を正確かつ効率的に行うことが可能となる。

（14）動物の購入について検討すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園では、平成 17 年度における重要動物の購入について、当初グレビ－シマウマを購入する計画をたて、平成 17 年 6 月頃より（株）A 店に依頼を行った。その後、平成 18 年 3 月 1 日付けで、同社よりグレビ－シマウマの納入ができない旨の理由書が届いた。

千葉市動物公園では、同社に代替種として供給可能な動物の調査を依頼し、同社が甲長 100 ㎝以上のアルダブラゾウガメを所有していることが判明したため、以下の理由により、購入を決定した。

① 動物公園は、アルダブラゾウガメ（オス 2 頭、メス 2 頭）を飼育しているが、これまで繁殖していない。今後繁殖を目指すため、成熟したオス個体が必要である。

② 甲長が国内最大級の個体であり、その巨大さからして今後購入できる可能性が低い。

③ アルダブラゾウガメの A 鳥獣店の見積金額は 6,090 千円であったが、グレービーシマウマ（5,775 千円）の価格と比較して安価に入手できる。

また、購入価格については、現在の評価額表が見直しされていないため、他の動物園の購入記録に基づいて、妥当性を判断している。

【問題点】

平成 18 年 3 月 1 日にグレビ－シマウマの納入が不可能なことが判明し、その直後に代替種の購入を決定し、平成 18 年 3 月 29 日に納入を受けている。この期間が依頼期間と比べて 1 ヵ月以内と非常に短いが、代替種の購入について、充分な検討を行ったのか疑問である。グレビ－シマウマの代わりにアルダブラゾウガメが本当に動物公園にとって必要であったのかどうかが、変更に至る協議経緯からは伺えない。

また、アルダブラゾウガメの購入価格については、他の動物園の購入記録に基づいて妥当性を判断しているが、結果として当初購入予定であったグレビ－シマウマと同額となっており、動物の購入は個別的相対的取引であるとはいえ、充分な価格交渉を行った結果か疑問である。

【指　摘】

動物の購入については、当然であるが千葉市動物公園において必要とする動物を購入する必要がある。決算月の 3 月末間際になって、購入を依頼した業者の所有動物の中から判断するのではなく、動物公園にとって必要な動物を早期に再度検討するべきであった。

また、購入依頼から 7 ヶ月以上も経過してから依頼先の業者から納入不可能の通知を受け取るのでは、動物公園において代替種について十分な検討時間を確保することができないので、依頼時から業者との連絡を充分に行う必要がある。

（15）備品の棚卸管理について改善すべきもの

【概　要】

動物公園管理課、飼育課における備品の棚卸管理について、平成 14 年 10 月 1 日付けの若葉区会計室長からの「備品明細一覧表の配布及び同一表の見直しに伴う事前調査の実施について（依頼）」に基づき、平成 14 年 12 月 28 日に備品の実物確認を行い、平成 15 年 3 月 27 日に備品登録内容を訂正した。その後の備品の購入・廃棄処分等は、現物を確認、備品の登録及び抹消手続を確実に行い、定期的に配布をうける備品明細一覧表の記載を確認している。

【問題点】

備品の管理については、購入時や処分時等の動きがあった時に確認することは当然のこと、定期的に現物の棚卸（確認）を行い、備品明細一覧表上の備品が棚卸時において使用可能な状態で存在しているかを確認することが必要である。しかし、園内における全ての備品について、現物の棚卸を行ったのは上記平成 14 年 12 月 28 日が最後であり、その後は棚卸を行っていない。

また、備品の棚卸を行う手続きについての具体的な実施要領が作成されていない。

【指　摘】

備品については、管理責任を明確にし、また備品の管理状況や実在を確認するために、定期的に現物の棚卸を行うことが必要である。重要物品については、少なくとも年 1 回の棚卸が必要である。また、現物の棚卸を組織的に行うため、棚卸手続きに関して、目的・責任者・実施日・実施方法等動物園としての棚卸手続マニュアルを実施要領として作成し、適切な棚卸手続きに基づいて実施することが必要である。

（16）他の施設から受け入れた備品の管理について改善すべきもの

【概　要】

飼育課において、市立海浜病院で廃棄処理済の備品である超音波診断装置を譲り受け、動物病院で使用している。また、市立病院から市立青葉病院に変わる時に廃棄処理済の備品である外科器械卓子も動物病院で使用している。両備品とも、飼育課の備品明細一覧表には記載されていない。

【問題点】

市立海浜病院と市立病院で使用されていた備品を動物病院で譲り受け使用する場合、両病院から動物病院への移管の手続きが充分に行われていない。その結果、備品明細一覧表には記載されていない備品が動物病院で使用されており、管理責任があいまいなものとなっている。

【指　摘】

市立海浜病院と市立病院における廃棄処理資産の譲り受け・利用というのは例外的な事象であるが、動物病院における備品の使用について、管理責任を明確にするためにも移管手続を適切に行うために必要な書類を整備しておく必要がある。

また、備品明細一覧表にない備品を使用することは、動物病院内での管理責任が不明確になる可能性がある。使用する備品については、洩れなく備品明細一覧表に記載することが必要である。

（17）備品管理番号について改善すべきもの

【概　要】

動物病院で使用している備品の管理番号について、備品明細一覧表と現物の備品票とで不一致のものがあった。

平成 7 年 4 月 1 日に、千葉市動物公園から飼育課に移管する時に、新しい備品票への貼り替えを忘れたものである。

（表 10）備品明細一覧と現物の備品番号

	備品明細一覧表	現物の備品票
血液生化学分析器	95130370	94005614
血液生化学分析器	95013371	94005615

【問題点】

備品を適切に管理するためには、備品明細一覧表と現物の備品票とで、管理番号が不一致であることは好ましくない。また、管理番号が不一致である状態が継続していることは、定期的な棚卸が行われなかったことにも起因している。

【指　摘】

備品を適切に管理するためには、定期的な棚卸を行い、備品明細一覧表と現物の備品票とで、管理番号が一致していることを確認することが必要である。

（18）旅行命令に関する復命の徹底を検討すべきもの

【概　要】

職員が出張する場合には、旅行命令権者は旅行命令を発し、旅行命令簿に当該旅行に関する事項を記載、命ぜられた職員はその命を受領した旨の確認印を押さなければならない。また、主張した職員が帰庁したときは、一週間以内に復命書を作成し、所属長に提出しなければならないとされている。ただし、宿泊を伴わない場合等にあたっては口頭で復命することができる。

【問題点】

帰庁後に、復命書の作成・提出が必要な旅行命令のうち、復命書の提出がされていないものがあった。また、復命書は書架で保管されているものと、書架以外の別の場所で保管されているものもあり、網羅的に提出されているかどうかがわかりにくいものがあった。

【意　見】

旅行命令に対しては、出張の事実を明確にするためにも、必ず所属長に復命する必要がある。また、復命書は、文書管理台帳によって定められた分類により、管理し保存すべきである。

（19）魚類の仕入業者について入札方式を検討すべきもの

【概要及び問題点】

魚類の仕入業者については、ここ数年間市内の登録業者のうち、有限会社 A、株式会社 B のどちらかと契約している。理由は、平成 17、18 年度千葉市物品等入札参加資格者名簿を参考に仕様書の全品目を扱えるこの二社を選定した。

【意　見】

取り扱う魚類については、特殊なものはなく、他の業者でも対応が可能と思われる。仕入コストを引き下げるためにも、他の業者からも見積りを取り、競争入札等の実施も検討すべきである。

(20)（株）動物公園協力会への管理業務委託について検討すべきもの

【概　要】

千葉市が昭和 52 年度第 3 次 5 か年計画の重点事業として、動物公園の事業に着手するに際して買収・土地賃借に応じた地権者の離農後の生活基盤確保のため、地権者により昭和 56 年に（株）動物公園協力会が設立された。その定款第 2 条の目的（昭和 60 年変更後）に、

１．千葉市より受託する北部総合公園（動物公園）内の除草、清掃、花壇、動物の飼育の管理業務及び観光サービス業の運営業務。

２．飲食店及び土産品店の経営、食料品の販売。

３．造園土木一式工事の設計施工、監理、並びに公園の維持管理。

４．花木、苗木の育成販売及び、動物飼料の納入。

と詳細に事業内容が記載されている。特に、１.は千葉市動物公園を特定したものである。

このような状況のもとで、昭和 60 年の動物公園の開園を直前にした昭和 59 年に千葉市長名で（株）動物公園協力会宛に開園後の管理運営の業務担当について記載した以下の文書を交付（以下「文書」という。）している。

１．動物公園（動物科学館及び動物飼育施設は除く。）内の植物維持管理業務

２．動物公園（動物科学館、動物飼育施設、管理施設、レストランその他これらに類する施設を除く。）内の清掃、除草業務

３．動物飼育施設のボロ運搬業務

４．飼育動物の飼料のうちワラ、青草及び生鮮野菜の納入業務

５．メインモール内の売店１か所の管理運営業務

付記

１．上記１から５までの業務の詳細については、別途協議する。

２．上記１から５までの業務を円滑に進めるための作業員詰所については、市が設置することとし、（株）動物公園協力会に使用させるものとする。

なお、その使用等については別途協議とする。

この「文書」にもとづき千葉市は、昭和 60 年の開園以来当年度まで、随意契約により清掃等管理業務委託（上記、文書の１．２．３．に該当）を（株）動物公園協力会に継続して発注している。最近 4 事業年度の委託額の期間推移は次のように増減している。

（表 11）（株）動物公園協力会との清掃等管理業務委託金額推移　（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
委 託 金 額	108,150	97,650	101,850	75,600

平成 17 年度以前の委託金額は年間 1 億円程度の金額であったが、平成 18 年度は 75,600 千円と 17 年度と比較して 26%減少しての委託契約となっている。これは清掃・草刈の回数等の見直しにより減少したためである。

平成 17 年度の（株）動物公園協力会との契約は以下のものとなる。（すべて随意契約）

（表 12）業務内容別委託金額　（単位：千円）

内　容	金　額
清掃等管理業務委託	101,850
落葉プール維持管理業務	861
除　雪　委　託	262
中央広場噴水清掃委託	69
合　計	103,042

その他、「文書」の４．５．と付記の２．についても千葉市は実行している。

【問題点】

清掃等管理業務委託を同一業者に対して実質的に特命随意契約で開園以来 23 年間続けている。

これは、動物公園の事業に協力した地権者等に対する離農後の生活基盤確保のために設立された会社という特殊事情があり、千葉市として動物公園の管理業務のうちの特定業務を担当させる約束の「文書」により、開園以来、千葉市は（株）動物公園協力会に当該業務を委託し今日まで至ったものと考える。

【意　見】

開園以来 23 年が経過した現状において、当初の状態の見直しを検討すべき時期に既に入っていると言わざるをえない。

千葉市も平成 18 年度、（株）動物公園協力会への委託金額を委託内容の見直しにより概要で記載のように大幅に減額しているところに見直しの動きがみられるが、昨年までほぼ同一の内容、同一の金額水準できていることの方が異常であり、取引内容の更なる見直しを「文書」の見直しも含めて検討すべきものと考える。

（21）青草、野菜、果物の仕入について随意契約を検討すべきもの

【概要及び問題点】

動物用飼料である青草、野菜、果物の仕入れについては、動物公園事業に協力した地権者等で設立された（株）動物公園協力会から仕入れており、離農後の生活基盤確保を目的とした「文書」に基づき特命随意契約としている。

青草の随意契約の理由は、新鮮な青草を開園前に毎日園内 11 ヶ所の動物舎前に配達でき、緊急時にも迅速に対応できること、さらに価格、供給量、品質が安定していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用しているものである。

また、野菜、果物の随意契約の理由として、「当該物品を取り扱える業者は複数あるが、当園の見積条件（週 3 回、午前中納品。品数が多く、また全て少量注文。飼料センター内冷蔵庫への搬入ならびに各品目の積み替え作業）に全て対応でき」る、とされている。

【意　見】

青草、野菜、果物の仕入に関する取り扱いについては昭和 59 年に（株）動物公園協力会への業務担当についての「文書」に記載されており、それ以降、20 年以上にわたり、（株）動物公園協力会から継続して仕入れている。

しかしながら、取り扱う青草、野菜、果物については、特殊なものはなく、他の業者でも十分対応が可能と思われる。昭和 59 年に（株）動物公園協力会への業務担当についての文書に仕入れの詳細については別途協議と記載されていることもあり、仕入コストの適正化や引き下げを図るためにも、随意契約による契約を見直し、他の業者からも見積りを取り、競争入札等の実施も検討すべきである。

（22）野菜、果物の仕入について四半期単価契約による随意契約を見直すべきもの

【概　要】

動物用飼料である生鮮野菜・果物の仕入れは、（株）動物公園協力会と四半期毎の単価契約を締結し、各期ごとに単価の見直しを行っている。

また、単価契約の金額は、当日の卸売市場における卸売価格の高値に 100 分の 110 を乗じた額とされている。

【問題点】

（株）動物公園協力会からの納品価格は、四半期毎に契約の見直しを行っており、（株）動物公園協力会との購入に関する契約書には「契約金額は当日の卸売市場における卸売価格の高値に 100 分の 110 を乗じた額により算出する」と記載されている。しかしながら、支出負担行為伺書には、青果類の購入に関して「単価契約済」と記載されており、実際の契約内容と支出負担行為伺書により承認を受けている内容が異なっている。

この四半期単価契約による単価では、卸売価格に連動した変動価格による仕入となっているため、仕入価格が卸売価格の変動に伴い、かなり変動しているものが見受けられた。例えば、平成18年3月に仕入を行った２品目について、請求書に記載された納品単価を見ると、以下のように月間ではかなり金額が変動していることがわかる。

（表13）平成18年3月の月間納品単価

品　　目	最　高　値	最　低　値	月間の変動額
小 松 菜（単位１束）	174円(3月21日)	81円(3月2日)	93円
キャベツ（単位１キロ）	162円(3月21日)	105円(3月2日)	57円

支出負担行為伺書に記載されているとおり、四半期毎に単価契約を結んでいるのであれば、その単価で四半期内は購入できるはずであるが、現状は、上記のように納品単価が月間であっても、大きく変動しており、千葉市が生鮮野菜・果物の購入に関する価格変動の影響を負っていることになる。他方納品業者である（株）動物公園協力会は、価格変動リスクはなく仕入価格の10%部分は粗利益を得ることができることになる。

このように、実体は単価契約ではなく購入業務委託と考えられる。

【指　摘】

実際の契約内容と支出負担行為伺書により承認を受けている内容が異なっており、この契約内容では単価契約とは言えないため、実際の契約内容に合った表記に支出負担行為伺書の記載を改め、承認を受けるよう改められたい。

さらに、現状は、千葉市が生鮮野菜・果物の購入に関する価格変動による影響を負っており、契約内容についても、実体が購入委託業務となっていることも考慮し、見直しを行うことを検討されたい。

（23）安全管理マニュアル、避難訓練の見直しについて検討すべきもの

【概要及び問題点】

動物公園事故処理対応マニュアル、遊園地の安全対策マニュアルを作成し、火事、地震等の避難訓練は年１回実施しているものの、この対象は来園者の誘導、避難であり、動物の脱走を想定した避難訓練は実施していないとのことである。

【指　摘】

地震、火災等の災害が発生したときの対応や、事故の防止、事故が起きたときの対応、さらに不審者が来園したときの対応等の幅広いリスクに対する対応を網羅的にマニュアルに記載し、その内容を動物公園及び遊園地、協会、協力会といった動物公園に関連する業務に従事する責任者、担当者に周知徹底し、必要な対応が、迅速に行うことができるように定期的に訓練を実施する必要があると考える。

火事、地震等の避難訓練については、動物の脱走を想定した誘導・避難訓練も実施することを検討されたい。

(24) 現金出納管理について検討すべきもの

【概　要】

動物公園協会に委託している事業として入園料・遊園地乗り物料金の徴収がある。入園料については券売機を導入し機械化されているが、遊園地の券売に関しては、券売機を導入していない。

【問題点】

券売機の設置においては初期投資費用が必要となり、予算編成の段階で導入が見送られている。券売機が導入されれば、基本的に現金過不足は生じないが、券売機を導入していない場合、通常は現金過不足が生じる。平成 17 年度末ではつり銭不足が年間合計 10,380 円発生している。

現金の過不足が発生した場合には、協会の用意したつり銭で調整して必要な管理はしているが、日次や月次では特に現金過不足に関する会計処理は行わず、年度末に当初決められているつり銭の残高より、つり銭が減少している場合には、差額を年に１回雑費として計上し、反対につり銭が多い場合には、雑益で計上される。

本来、現金過不足は日々把握し、差額が生じた場合には理由を追求し、理由が不明な場合には、月次で現金過不足分を雑益もしくは雑損として会計上処理すべきである。

また、千葉市動物公園は動物公園協会に入場料の収入徴収業務を委託しているので、この業務の運営状況を適時検査するべきであるが、実施されていない。

【指　摘】

現金出納において、つり銭で差額を補充すべきではなく、つり銭は一定とし、現金過不足は、定期的に経理処理すべきであるので改善を指導されたい。

また、千葉市動物公園は、動物公園協会の現金の出納管理が適切に行われていることを適時な検査で確かめられたい。

【意　見】

券売機設置の投資コスト及びその後の保守管理費と現状の券売にかかる人件費のコストを比較したうえで、券売機の設置を検討されたい。

２．財団法人千葉市動物公園協会について

（１）教育普及事業・支出管理関係費の統制について改善すべきもの

【概要及び問題点】

イベント配布用のボールペンについて平成 18 年 3 月 31 日付けの回議書･納品書が保管されていたため、当該内容を確認したところ平成 18 年 3 月 2 日の協会内の会議にてボールペン購入の承認を受けていたにも関わらず正規の回議書の作成を失念していた。

商　　品　　名	単　価	数　　量
ぺんてる、AZ125/B127	95 円	1000 本

【指　摘】

回議書が作成されていないにも関わらず発注が行われていたということは､回議書の機能が発揮されていないこととなる。回議書の承認・作成、発注という手続を徹底されたい。

（２）教育普及事業・支出管理関係費（人件費・謝礼金）につき検討すべきもの

【概　要】

イベント開催時に招いた講師等に対し謝礼として支払う人件費･賃金等の算定基準は千葉市の基準を参考にしているが、明確な支払基準及び規定文書等は存在しない。

【問題点】

平成 17 年 9 月 17 日における、動物公園のサインデザインの講師謝金について、大学教授等と同等として 4 万円を支払っている。これは、講師謝金は 2 万円であるが、愛知県からの往復の交通費を含んで 4 万円を支払っている。

しかし、交通費については実費支給すべきである。また謝金や交通費については源泉税や消費税の処理も関連するので区分して経理する必要がある。

【意　見】

謝金等の報酬支払に関して一定の基準を設けるべきである。

（３）棚卸資産の減耗を把握すべきもの

【概　要】

動物公園協会は動物公園内の５ヶ所（正門・西門・北口・展望・レストラン内）の売店でPOSレジのシステムを導入し、売店内で販売している商品の仕入数量、販売数量、在庫数量を管理している。

月末に商品の実地棚卸を実施し、POSレジシステム上の在庫数量と実際の在庫数量の差異を算定している。

動物公園内の運営する売店で販売している商品は、主として問屋からの委託販売商品であるため、当月に減少した数量に問屋との契約で決められた単価当たりの原価を掛けたものを問屋に支払う契約か、もしくは納入金額や特殊性のある商品を買い取る契約となっている。

従って、実際に販売ではなく、破損･万引き等により商品在庫数が減少していたとしても、その減少分にかかる原価は、その責任に応じて契約にもとづき双方の協議により業者または動物公園協会の負担となる。

【問題点】

破損等による商品減少数は月末の実地棚卸で、その一部分を把握しているが（平成18年度においてはPOSレジシステムの完全稼動により、その大部分を把握している）、現在使用しているPOSレジシステムでは、すべてをレジによるバーコードスキャンによる処理ではなく、新規商品の登録や仕入数に関しては、登録情報や仕入返品伝票をPOSレジシステムに手入力で登録する等、マニュアルでの処理も多い。従って、実地棚卸後に差異があった商品については、再度実地棚卸を行い、差異の内訳や理由等の把握に努めているが、正確な金額や数量の把握、さらに差異の理由等の把握することが現状のシステムでは困難であったとのことである。

そのため、棚卸資産の減耗による損失額の算定や会計処理は行われていない。

【意　見】

POSレジシステムにて把握している差異について、売店毎に差異が発生しているアイテム名、数量、差異の金額を把握しているが、原因を解明するとともに、対策を検討する必要があると考える。さらに、棚卸資産の減耗による減耗損失を正確に算定し、会計処理し、在庫管理に役立てられたい。

（4）仕入業者の拡大を検討すべきもの

【概要及び問題点】

売店事業の仕入業者選定に関して、ここ数年同じ業者が選定され、随意契約により行われている。理由としては、動物公園内の売店では POS レジシステムを導入しているため、POS レジシステムの円滑な稼動や、当協会の販売システムを熟知している業者、取引実績等をもとにして選定している。

また、商品等提案書を送り、契約内容や納品サイクル、新商品提案等の営業活動等について仕入業者から記載してもらっているが、前年度も選定されている指定業者から入手しているのみである。

【意　見】

POS レジシステムは現状では幅広い業種で採用されており、POS レジシステムを採用している企業に商品を納品している仕入業者は多いと思われる。仕様書等に POS レジシステムや販売方法等の明細を明記し、仕入先の拡大を検討すべきである。

さらに商品等の提案書も幅広い業者に記載を依頼し、より良いアイデアや商品を提案した業者を取り入れるように検討されたい。

（5）複数の業者から見積り合わせを入手すべきもの

【概要及び問題点】

食堂部門の仕入業者に関して、複数の業者から見積書を入手し、見積り合わせを行っているが、品目によっては、1 業者からしか見積書を入手しておらず、結果としてその業者を仕入業者として選定しているものがある。

例えば、酒関係は 1 社からしか見積りを取っておらず、そこから酒類を仕入れている。なお、同社からの仕入商品の内訳は　アサヒスーパードライ生樽 19 リットル、アサヒスーパードライ生樽 10 リットル、アサヒレーベンブロイ 330 ミリリットルと一般的なものである。

【意　見】

その業者のみ扱っているような特殊な品目は別であるが、例えば上記の酒類のように一般的な品目については、複数の業者に見積りを依頼し、その中から納品価格等の選択基準に従い、仕入業者を決定すべきである。

（６）仕入業者の選択理由を明確にし、見積り合わせの頻度を多くすべきもの

【概要及び問題点】

食堂部門で使用する食材料の仕入業者選定の理由について、稟議書「食材料の納入契約の締結について」には、「①納入単価が安価である、②見積単価表の比較で、他社より多少価格が高めであるが、配送の利便性や欠品食材の即時補充、繁忙期の対応等を考慮して選定した」と記載されている。

しかしながら、見積単価表等には個別具体的な理由が記載されておらず、当該仕入業者からの仕入に決定した判断の根拠が不明である。

また、食堂部門で使用する食材料は、米等を除き、価格変動の少ない食材料を主に使用していることから、見積り合わせが年１回しか行われておらず、年度の最初に決められた単価が、その後１年間の仕入価格として使用しているとのことである。

【意　見】

納入単価が高い方の業者を選択した場合には、選択した理由を明確にし、理由を明記すべきである。また、季節によって価格が変動しやすい食材料等は当然のこと、価格変動が少ない食材料についても、見積り合わせの頻度を高め、少なくとも半期毎に見積り合わせを行い、より仕入価格を抑えるよう検討されたい。

（７）非常勤職員の人件費の見直しを検討すべきもの

【概　要１】

売店、食堂営業等の自主事業に関して、販売員や食堂内の管理、配膳要員として非常勤職員を約 30 名以上使って業務を行っている。

非常勤職員はローテーションにより勤務日が決められており、１日の勤務時間はレストラン午前９時～午後４時、喫茶店午前 9 時 30 分～午後 4 時の勤務となっている。なお、雨や雪の日は来園者数が少なくなるため、非常勤職員には当日休んでもらい、人件費を削減するようにしている。

【問題点 1】

しかしながら、月毎に発生した非常勤職員の人件費（事業管理費　賃金）を比較すると、動物公園の来園者が減少する閑散期（12 月、1 月、2 月）も人件費がほとんど変わっておらず、（表 14 の事業管理費　賃金月次分析表参照のこと）、売上高や来園者数に比較して、人件費が多額に計上されている。

【概　要 2】

現在中央レストランを含め各レストランにおいてはレトルト製品・冷凍食品等を利用し、調理と配膳を実施している。

また、レストラン内は自動販売機による食券方式を採用しており、店舗内では団体利用客を除き、直接金銭の授受や金銭の出納は行っていない。また、基本的にレストラン内はセルフサービスであり、出来上がった料理をテーブルまで運ぶのは非常勤職員が行うが、食器の後片付けやお冷（水）をコップに入れて、テーブルに運ぶのも入園者が行っている。また、一部のレストランでは配膳も入園者が行っているところもある。提供される料理のメニューも少ないものの、料理の値段は、一般的なファミリーレストランとほぼ同水準である。

【問題点 2】

しかしながら、平成 18 年 3 月を例にとると、レストランはホール、厨房合算で、平日 4～5 名、土日 10～12 名の非常勤職員を入れており、提供するサービス内容に比較して人員が多い。

【意　見】

非常勤職員は 1 日 5～7 時間勤務しているが、忙しい時間は昼食時に限られている。従って、現状の各非常勤職員の勤務実態や、時間毎の利用客数の集計、必要な人数の算定を行い、フルタイム（1 日 5～7 時間）で働いてもらう人は最低限の人数とし、人件費の引き下げを検討すべきである。

さらに、動物公園の閑散期（12 月、1 月、2 月）は来園者数も少ないため、レストラン等の利用客も少ないが、現状は閑散期であっても、繁忙期に近い金額が賃金として計上されている。これについても、まず、閑散期の来園者数の増加に動物園全体が取り組むことが第一であるが、過去の来園者数の実績等から、必要な人数の算定を行い、人員を配置するとともに、非常勤職員との契約を見直し、閑散期は一部の非常勤職員との雇用契約を休止する等の、対応を検討すべきである。

（表 14）事業管理費　賃金月次分析表

（単位：円）

	H17/4	H17/5	H17/6	H17/7	H17/8	H17/9	上期合計
事業管理費　賃金	1,813,960	3,219,343	1,662,840	1,885,910	1,930,490	1,809,270	12,321,813
売店売上	5,014,747	11,602,141	4,674,689	4,188,731	5,789,639	4,442,120	35,712,067
食堂売上	7,840,150	12,797,190	6,940,450	7,486,050	8,716,650	7,467,680	51,248,170
売上合計	12,854,897	24,399,331	11,615,139	11,674,781	14,506,289	11,909,800	86,960,237
入園者数（人）	88,080	146,702	62,799	53,393	61,780	68,273	481,027
入園者1名当たり売上	145.9	166.3	185.0	218.7	234.8	174.4	180.8
賃金/売上　（%）	14.1%	13.2%	14.3%	16.2%	13.3%	15.2%	14.2%
賃金/入園者数	20.6	21.9	26.5	35.3	31.2	26.5	25.6

	H17/10	H17/11	H17/12	H18/1	H18/2	H18/3	下期合計	年間合計
事業管理費　賃金	1,729,850	1,921,900	1,710,680	1,982,184	1,695,430	2,716,125	11,756,169	24,077,982
売店売上	4,848,808	4,967,093	1,420,258	2,446,062	1,844,213	4,703,398	20,229,832	55,941,899
食堂売上	6,182,440	7,798,820	3,455,950	5,906,550	4,638,450	8,451,250	36,433,460	87,681,630
売上合計	11,031,248	12,765,913	4,876,208	8,352,612	6,482,663	13,154,648	56,663,292	143,623,529
入園者数（人）	80,237	77,564	22,031	34,427	32,250	75,034	321,543	802,570
入園者1名当たり売上	137.5	164.6	221.3	242.6	201.0	175.3	176.2	179.0
賃金/売上　（%）	15.7%	15.1%	35.1%	23.7%	26.2%	20.6%	20.7%	16.8%
賃金/入園者数	21.6	24.8	77.6	57.6	52.6	36.2	36.6	30.0

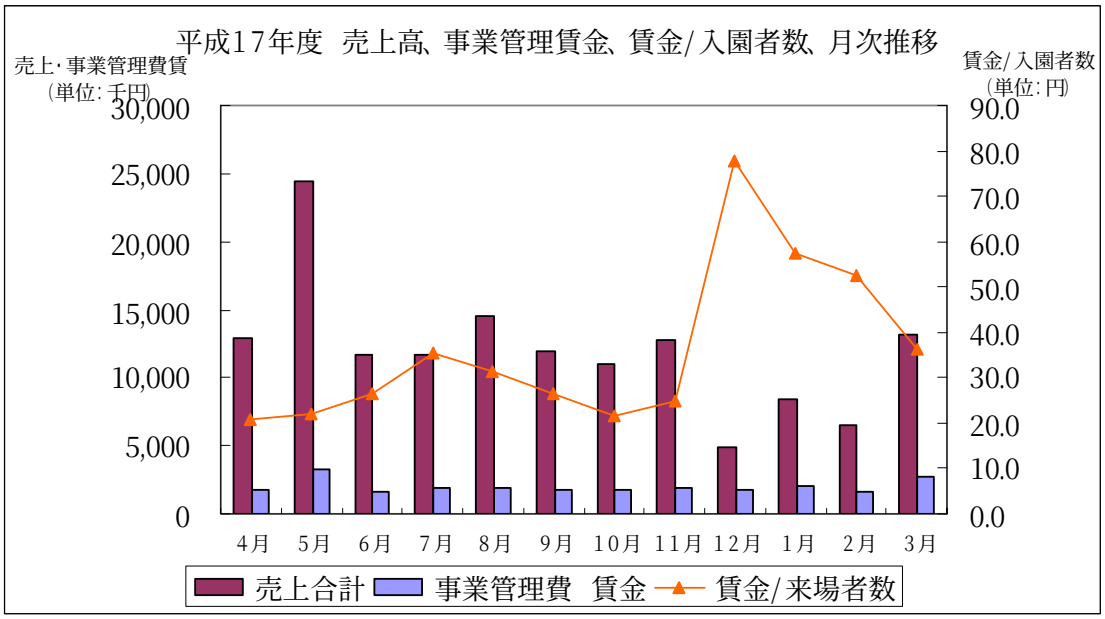

（注）賃金/入園者数は、月間の事業管理費賃金を月間の入園者数で割ったものである。

（8）固定資産の管理について検討すべきもの

【概　要】

固定資産は固定資産台帳に基づき管理されている。しかし、固定資産現物には資産番号等は付されておらず固定資産ごとの管理がなされていない。

【問題点】

固定資産が資産管理番号等で管理されていないと、固定資産の現物調査や除却等に際して資産を適切に管理することができない。また減価償却資産等は複数年にわたり収支に影響を及ぼす恐れがあるため適切な管理が不可欠である。

【指　摘】

固定資産は固定資産台帳に基づき管理されている以上、資産番号を付したシールを固定資産に添付する等、固定資産台帳と固定資産現物を関連づけ、適切に管理することが必要である。

（9）固定資産の実査について改善すべきもの

【概要及び問題点】

年度末及び新規取得が行われた際に固定資産の実物調査が行われ、固定資産台帳上の明細書によりチェックをしているが、当該事実を示す書類は存在しない。そのため実査が実際に行われたことを確認することができない。

固定資産は金額が多額であり、固定資産の移動等が行われた際には設置場所の把握も必要である。

【指　摘】

固定資産の現物調査は固定資産の現物が実在することを確かめるために必要な業務であり、当該業務を実施した事実を書類として残すべきである。実査を行い、資産の実在を確認したことを示す文書記録等を作成すべきである。

（10）つり銭の現金過不足の処理について検討すべきもの

（参照　第３．監査の結果　１．千葉市動物公園について
（24）現金出納管理について検討すべきもの）

【概要及び問題点】

つり銭については、動物公園協会の資産で対応しているが、平成 17 年度の動物公園協会で発生したつり銭不足について、平成 18 年 3 月 31 日付で 11,080 円を特別会計区分の雑費で計上し、

（借方）　雑費　11,080 円　　（貸方）　つり銭現金　11,080 円

という処理を行っている。

11,080円の内訳は(表15)のとおりであり、受託事業で発生した年間の現金不足10,380円、自主事業で発生した年間の現金不足 700 円を合計したものであり、現金不足のうち、大部分が受託事業で発生したものであるが、特別会計区分でまとめて雑費で処理している。

（表 15）つり銭の現金過不足の内訳　　（単位：円）

業務区分	会計区分	発生場所	過不足
受託事業	一般会計	改札A	△ 3,380
		改札B	0
		改札C	△ 1,900
		D	0
		売札E	3,800
		売札F	△ 8,900
		受託事業合計	△ 10,380
自主事業	特別会計	売店G	1,012
		売店H	813
		売店I	△ 8,098
		売店J	1,448
		売店K	2,585
		飲食施設L	1,090
		飲食施設M	0
		飲食施設N	500
		O	△ 50
		P	0
		自主事業合計	△ 700
総合計			△ 11,080

【意　見】

受託事業で発生した現金不足も、自主事業で発生した現金不足も合算して特別会計で計上しているが、受託事業と自主事業で現金預金を会計上区分して計上しているのであれば、受託事業で発生した現金過不足は一般会計、自主事業で発生した現金過不足は特別会計で、区分して処理すべきである。

（11）イベント実施の効果について分析すべきもの

【概　要】

千葉市動物公園協会は、動物公園の場を利用し、動物知識の普及及び動物愛護思想の啓発を積極的に推進するための教育普及事業を実施している。

【問題点】

教育普及事業として各種の催物を開催し、アンケートを実施しているが、その効果の把握については十分に行われていない。具体的にアンケートの質問内容は以下のとおりである。

【例①】

・市民団体による環境教育関連の展示でどういうところがよかったですか
・埴輪は市民の皆様に作成していただいたものですが、機会があれば参加してみたいですか

【例②】

・参加イベント名　（　　）
・感　　想　楽しかった　ためになった　つまらなかった
　つまらなかった方に質問です。
　説明の内容が難しい　説明がわかりづらい
　その他（　　）
・今後どのようなイベントを希望しますか
・どちらからお越しですか
　千葉市内　千葉市外（　　）
・動物公園は何回目ですか
・その他動物公園への要望

【例③】

・年　齢
・居住地域（１．千葉市内　２．その他）
・今回この企画を何で知りましたか。
・今回から応募形式の参加になりましたがそのことについて
・来年以降この企画が継続された場合、また参加したいと思いますか。

【意　見】

アンケートの実施は普及事業を進める上で市民ニーズに沿った事業展開を可能にする。従って、アンケートは、一般に効果的ではあるが、その実施内容については工夫が必要である。

教育普及という目的を達成させつつも、最終的には入園者増加につながる催物がよりよいと考えられる。また、教育普及目的を達成するにしても、多くの入園者に参加してもらわなければその効果は小さくなってしまう。従って、普及事業を企画運営する上で可能な限り次年度あるいは次回のイベント開催のため、アンケートの工夫と分析の十分な実施を検討されたい。

また、催物の実施が入園者数とどう対応したかや、更には天候と入園者数と催物実施がどう関係しているかといった分析が必要である。